

カザフスタン共和国
商標、役務商標及び原産地名称に関する法
2007年3月2日改正
237-III LRK

目次

第1章 総則

- 第1条 本法で使用する基本定義
- 第2条 商標、役務商標及び原産地名称に関するカザフスタン共和国の法令
- 第3条 「所管機関」

第2章 商標の法的保護及び商標の登録要件

- 第4条 商標の法的保護
- 第5条 商標として登録された標章
- 第6条 商標登録の絶対的拒絶理由
- 第7条 その他の商標登録拒絶理由
- 第8条 出願
- 第9条 商標登録出願要件
- 第10条 商標の優先権

第3章 商標の審査

- 第11条 審査手続
- 第12条 査定
- 第13条 出願人の権利

第4章 商標登録

- 第14条 商標登録簿
- 第15条 登録期間
- 第16条 登録事項の公告
- 第17条 商標再登録要件
- 第18条 商標登録証

第5章 商標の利用

- 第19条 商標の利用要件
- 第20条 特別表示

- 第 21 条 商標権の移転
- 第 22 条 分割によって法人が再編された場合の商標権の譲渡

第 6 章 商標登録の効力の終了

- 第 23 条 商標登録の紛争
- 第 24 条 商標登録の終了と無効

第 7 章 原産地名称登録の法的保護及び要件

- 第 25 条 原産地名称の法的保護
- 第 26 条 原産地名称として登録できる名称
- 第 27 条 原産地名称として登録できない名称
- 第 28 条 出願
- 第 29 条 出願要件

第 8 章 原産地名称の審査

- 第 30 条 審査手続
- 第 31 条 査定
- 第 32 条 出願人の権利

第 9 章 原産地名称使用権の登録及び付与

- 第 33 条 原産地名称登録簿の管理手続
- 第 34 条 原産地名称登録期間及び原産地名称使用権
- 第 35 条 登録事項の公告
- 第 36 条 原産地名称使用権を証明する登録証

第 10 章 原産地名称の利用

- 第 37 条 原産地名称利用の要件
- 第 38 条 特別表示

第 11 章 原産地名称の法的保護の終了

- 第 39 条 原産地名称登録及び原産地名称使用権の紛争
- 第 40 条 原産地名称登録及び原産地名称使用権の終了と無効

第 12 章 商標権及び原産地名称使用権の保護

第 41 条 審判委員会

第 42 条 紛争解決

第 43 条 商標及び原産地名称法を侵害する法人または自然人の責任

第 44 条 商標権者または原産地名称使用権の所有者の権利を侵害する者の責任

第 13 章 最終規定

第 45 条 特許庁へ納付すべき出願手数料

第 46 条 特許代理人

第 47 条 外国での登録

第 48 条 外国の自然人、法人、及び無国籍者の権利

第1章 総則

第1条 本法で使用する基本定義

本法においては次に掲げる基本定義が使用されるものとする。

- (1) 「官報」とは、カザフスタン共和国特許庁が発行する商標及び原産地名称保護事項に関する公式定期刊行物をいう。
- (2) 「商標権者または原産地名称を使用する権利の所有者」とは、営業活動に従事し、本法に基づき商標の排他的権利または原産地名称を使用する排他的権利を有する法人または自然人をいう。
- (3) 「地理的表示」とは、一定の地域、地方または土地で生産された商品を識別する表示をいう。
- (4) 「出願人」とは、商標登録または原産地名称を使用する権利を付与される法人または自然人及び登録出願する法人または自然人をいう。
- (5) 「排他的権利」とは、いかなる方法においても自己の裁量に基づいて原産地名称または商標を使用することのできる商標権者・原産地名称使用権者の経済的権利をいう。
- (6) 「商標または原産地名称の使用」とは、指定商品または指定商品の包装に商標または原産地名称を用いること、商標または原産地名称が表示されている商品を製造、使用、輸入、保管、譲渡の申出若しくは譲渡をすること、または、標識、宣伝広告、印刷された刊行物または他の営業所類若しくはこれに類するその他の市場取引にかかる書類に商標または原産地名称を表示することをいう。
- (7) 「団体商標」とは、共通の品質または他の特徴をもつ、製造または流通に置かれた製品(役務)を称するために表示する、団体(連盟)または他の法人若しくは個人事業者の団体(以下「団体」という)の商標をいう。
- (8) 「商品及び役務の国際分類」とは、修正または改訂された1957年6月15日ニース協定によって採択された分類をいう。
- (9) 「原産地名称」とは、自然的または人的要因を含む、原産地に本質的に関連する特別な性質を有する商品の地理的表示をいう。
- (10) 「周知商標」とは、カザフスタン共和国が加盟する国際合意に基づき、利害関係人の提出した証拠によって、所管機関または裁判所の決定で周知であると承認された商標をいう。
- (11) 「特許代理人」とは、特許庁に対して自然人または法人の代理権を法令により有する国民をいう。
- (12) 「商標または役務商標(以下、「商標」という)」とは、ある法人または自然人の商品(役務)を他の法人または自然人の同一の商品及び役務から識別するために供される、本法に基づいて登録されている標章またはカザフスタン共和国が加盟する国際条約により登録をせずに保護を受ける標章をいう。

第2条 商標、役務商標及び原産地名称に関するカザフスタン共和国の法令

- (1) 商標、役務商標及び原産地名称に関するカザフスタン共和国の法令は、本法及び他のカザフスタン共和国の法令並びに規則からなる。
- (2) カザフスタン共和国が批准する国際条約に含まれる条項が本法と異なる場合、国際条約が優先されるものとする。

第3条 「所管機関」

カザフスタン共和国特許庁(以下「特許庁」という)は、本法の枠内で、商標及び原産地名称の法的保護分野において国が有する、商標の出願の受理、原産地名称使用権の付与及び登録、審査、証明書交付、商標及び原産地名称使用権登録の公告、その他特許庁の職責遂行に関する独占権について、責任を負うものとする。

第2章 商標の法的保護及び商標の登録要件

第4条 商標の法的保護

(1) 商標の法的保護は、本法の条項が定めるところによる登録に基づき、また、カザフスタン共和国が締結する国際条約に基づく場合は登録なしに、カザフスタン共和国において付与されるものとする。

(2) 商標の法的保護は、営業活動に携わるいかなる法人または自然人にも付与できる。

(3) 商標における権利は登録証により証明されるものとする。

(4) 商標権者は、登録証で指定する商品及び役務に関して排他的使用権及び処分権を有するものとする。

何人とも、カザフスタン共和国において商標権者の許諾なしに保護を受ける商標を使用することはできない。

第5条 商標として登録された標章

(1) 商品及び役務を他人の類似する商品及び役務と識別するために供されている形象描写、語、文字、数字、立体、その他の標章またはその組合せは商標として登録できる。

(2) 商標はいかなる色または色の組合せであっても登録できる。

第6条 商標登録の絶対的拒絶理由

(1) 次に掲げる商標は、独自性がない単なる標章で構成されるため登録することができない。

- 特定の商品の慣例的名称となっているもの
- 一般に使用される記号または用語であるもの
- 商品の型、品質、数量、特徴、機能、価値、製造または販売の場所と時間を指定するもの
- 登録を求める商品の実物大または概要の図を表すもの
- 単に色を表すだけのもの

このような標章が主要な要素ではない場合は、商標の保護を受けない要素として使うことができる。

(2) 紋章、国旗または国章、国際機関の名称またはその略語、公的標章または品質証明、保証書または評価書の標章、オリンピックのシンボル、装飾及び他の賞の標章の複製及び混乱を招くほどに当該標章と類似する標章は、商標として登録することができない。

これらの標章は、所管機関または所有者の同意を得ることを条件に保護を受けない要素として使用できる。

(3) 次に掲げる標章は商標またはその要素として登録することができない。

- 製品または製作者として虚偽または誤解を招く虞があるもので、製品が生産された場所として虚偽または誤解を招く虞がある地理的表示も含まれる
- 製品が生産された実際の場所を正しく示しているが、他の地域で生産された製品であるという誤った印象を与えるもの
- ミネラルウォーター、ワインまたはアルコール度数の高い酒を識別する地理的表示であり、あるいはそれを含む場合において、当該土地あるいは訳語が付された当該土地から産出

されたものではないもの、あるいは「型」または「様式」若しくはそれに類する表現としての標章が付されているもの

－ 公益、人道的道理または道義に反するもの

第7条 その他の商標登録拒絶理由

(1) 次の各号に掲げる商標と同一または誤認混同を招くほどに類似する標章は商標として登録することができない。

(a) カザフスタン共和国において、同一の商品または役務に対して他人名義で先に登録されている商標。

(b) カザフスタン共和国において、いずれかの商品または役務において周知である商標。

(c) 同一の商品及び役務に対して、第三者の名義で特許庁に先に登録出願されているものに関する標章(撤回されたものを除く)。

(d) カザフスタン共和国において定められた手続に従って登録された認証標章。

(e) カザフスタン共和国において保護を受ける原産地名称。ただし、かかる原産地名称を使用する許諾を得ている者の名義で登録されている商標に保護を受けない要素として組み込むことができる場合は除く。

(2) 次に掲げる標章は、各号の複製を構成する商標として登録してはならない。

－ カザフスタン共和国において優先権を有するという条件の下に他人名義で保護を受ける意匠

－ カザフスタン共和国において広く周知であり、同一の商品に対する標章の登録出願の優先日前からかかる名称の権利を有する第三者に属している商号(または商号の一部)

－ 著作権による保護を受けている周知文学著作物、周知科学著作物若しくは周知芸術著作物、または芸術著作物若しくはかかる著作物の一部の名称

－ 当該要素の複製が関係者または権利承継人若しくは権利相続人の非金銭的人格権を侵害する場合、または当該要素が所管機関の許可なくカザフスタン共和国の歴史遺産または文化遺産の一部を構成する場合の、姓、名、仮名等及びそこから派生する名称並びに肖像及びそれに類するもの

第8条 出願

(1) 商標登録出願は、特許庁に対して出願人が行うものとする。

(2) 団体商標の登録出願は、団体商標の使用における当事者間の合意に従って団体名義で行うものとする。

第9条 商標登録出願要件

(1) 出願は単一の商標に関するもののみとする。

(2) 出願は公式様式を用いて提出され、次に掲げる事項を含むものとする。

－ 商標登録願書。その中には出願人の名称及び本社の所在地または住所が明記されるものとする。

－ 出願に係る標章

－ 商品及び役務国際分類に従って区分された、商標登録を求める商品または役務の目録

(3) 次に掲げる書類が出願に添付されるものとする。

- － 所定手数料納付証
 - － 代理人を通じて事務が行われた場合は、委任状
- (4) 出願及びいかなる添付書類も、カザフ語またはロシア語で書かれているものとする。他国語で書かれた書類が提出された場合、出願人は2月以内にカザフ語またはロシア語に翻訳したものを提出するものとする。
- (5) 出願日は特許庁が本条(2)の要件を満たす出願を受理した日とする。
- (6) 出願を構成する書類が満たす条件は、特許庁が命じるものとする。

第10条 商標の優先権

- (1) 商標の優先権は特許庁への出願日により決定されるものとする。
- (2) 商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国及び条約で規定される国際組織または地方組織における商標の先行出願日において決定することができる(条約優先権)。ただし、特許庁がかかる日から6月以内に出願を受理することを条件とする。条約優先権を請求する場合、出願人は、出願した番号、日付、提出国を提示し、先行出願を証明する謄本を添付しなければならない。
- (3) 公認の博覧会において展示された製品に添付する商標の優先権は、本件の製品がかかる展示会において公表された日により決定することができる(展示優先権)。ただし、特許庁がかかる日から6月以内に出願を受理することを条件とする。
- (4) 条約優先権または展示優先権の享受を希望する出願人は、登録出願のときにまたは特許庁が出願を受理した日から2月以内に、これを宣言し、かかる請求の妥当性を具体化した書類を提出するものとする。
- (5) 分割出願における各々の優先権は、先行出願の優先日をもって決定されるものとする。

第3章 商標の審査

第11条 審査手続

- (1) 出願の審査は特許庁により実施され、次に掲げる段階を踏んで実施されるものとする。
- － 出願の内容、必要書類の存在、及び本法第5条及び第9条に定める要件の遵守を確認するため、事前審査が2月以内に実施されるものとする
 - － 商標が本法第6条及び第7条に定める要件の遵守を確認するため、本審査が出願受理日から12月以内に実施されるものとする
- (2) 特許庁は審査のいかなる段階においても追加資料を要請でき、それは出願人への要請送付日から3月以内に提出されるものとする。
- 出願人が期限内に追加資料提出及び当該期間延長要求のいずれも実施しない場合、出願審査は中断され、かつ出願は撤回されたとみなされるものとする。

第12条 査定

- (1) 事前審査の結果に従い、出願人は、自己の出願に関係番号が割り当てられ出願日及び優先日の決定が検討されたこと、または出願が拒絶されたことのいずれに該当するかを知らされる。拒絶の場合は拒絶理由結果通知がなされる。
- (2) 本審査の結果に従い、特許庁は商標が登録または拒絶のいずれかを決定するものとする。登録査定は、指定した商品及び役務のすべてまたはその一部についてこれを行うことができる。
- (3) 商標登録簿に記入する前に、他の出願の先行登録が判明した場合、商標登録査定は再審査することができる。
- (4) 出願人は、審査結果受領日から3月以内に、決定に対して不服を申し立てる権利を有するものとする。不服審判での結果に基づき、商標登録を行うかまたは前回査定のすべて若しくは一部を支持するかを決定する。
- (5) 本条(4)に基づく審査の決定に同意しない場合、出願人はそれを受領した日から3月以内に、特許庁に決定に対する不服申し立てができる。申し立ては審判委員会がこれを受理した日から4月以内に判定されるものとする。

第13条 出願人の権利

出願人は次に掲げる権利を有するものとする。

- － 審査のいかなる段階においても、自己の出願を撤回できる権利
- － 自己の出願を審査する過程で生じるいかなる疑義に関しても干渉できる権利
- － 出願を本質的に変更することなく、出願の資料を追加または訂正するために追加できる権利
- － 6月以内に限り、回答提出または反対意見提出の期限延長を要求する権利
- － 関係する期間満了から2月以内に限り、満了期限の回復を要求する権利
- － 自己の出願に対して引用された書類を知る権利

第4章 商標登録

第14条 商標登録簿

- (1) 商標は商標登録簿に登録されるものとする。
- (2) 次に掲げるものが商標登録簿に記入されるものとする。
 - － 商標の複製
 - － 所有者に関する諸事項
 - － 商標登録番号及び登録日
 - － 商標登録された商品及び役務の目録
 - － 特許庁への出願日及び番号
 - － 条約優先権がある場合、先の出願を実行した国名、番号及び出願日
 - － 登録商標に係る他の諸事項
- (3) 商標登録簿はすべての者に対して公開されるものとする。特許庁はいかなる利害関係人からの要求に対しても商標登録簿の抄本を交付するものとする。
- (4) 商標権者は特許庁に対して登録に関する全ての変更事項を通知しなければならない。

第15条 登録期間

- (1) 商標登録の期間は出願日から起算して10年とする。
- (2) 商標登録の期間は所有者の要求により更に10年更新でき、当該の要求は当登録期間の最終年に提出されるものとする。登録期間更新については商標登録簿及び登録証に記録されるものとする。
- (3) 本条(2)で定めた要求期限は、登録期間満了から6月以内に履行された商標権者の要求により回復することができる。

第16条 登録事項の公告

商標登録簿に登録された商標登録に関する諸事項は、登録に関するその後の修正も同様に、商標登録簿に登録された後に特許庁により官報で公告されるものとする。

第17条 商標再登録要件

商標登録の期限が満了した場合、当該の商標は、登録終了から3年は前商標権者以外の名義で登録することができない。

本条件はまた商標権者が登録期間満了前に標章を放棄した場合にも適用されるものとする。

第18条 商標登録証

- (1) 本法に基づき、商標登録に対して標準型の登録証が発行されるものとする。
- (2) 商標登録証は、指定された商品または役務に対する商標登録、優先権、商標権者の排他的権利の事実を証明する。
- (3) 登録証の様式は特許庁がこれを定める。

第5章 商標の利用

第19条 商標の利用要件

- (1) 商標権者は商標を利用するものとする。
- (2) 仲介業者は、商品において自己の商標を製品製造者の商標と併せて、または、合意に基づいて、製品製造業者の商標の代わりとして、自己の商標を使用する権利を有するものとする。
- (3) 団体商標の使用権者は、自己が製造した商品に対して、団体商標とともに各自の商標を付することができる。
- (4) 利害関係人は商標が登録された日から5年間または要求提出日前5年以内に利用されていない商標登録の取消を特許庁に申し立てることができる。申し立ては、登録証で指定された商品のすべてまたは一部に対して行うことができ、審判委員会によって受理日から6月以内に審理がされるものとする。
登録された商品またはその包装における商標の使用は、商標利用とみなされるものとする。宣伝広告、発行物、正式社用便箋、標章での商標使用、またはカザフスタン共和国内で開催される展示会での商品展示に関連する商標使用は商標利用であるとみなすことができる。利用のない商標の登録を取り消すかどうかの決定は、商標利用の不履行は商標権者には制御不能の原因によるものであるということを示す、商標権者の提出した証拠を考慮して行うものとする。
- (5) 原産地名称登録日から6月以内に登録された原産地名称と同一または誤認混同するほどに類似する商標を善意で使用を開始した者は、特許庁が定めた期間内において連続してそれを使用する権利を維持するが、登録日から起算して7年以内とする。商標が使用されていない、または、原産地名称の登録日前6月以内しか使用されていない場合、商標の有効性は早期終了するものとする。

第20条 特別表示

商標登録証の所有者は、その商標がカザフスタン共和国における登録商標であることを示すために、丸囲みのローマ字の「R」または商標として登録されていることを示す「商標」若しくは「登録商標」という言葉を特別表示として商標に添えて加えて使用することができる。

第21条 商標権の移転

- (1) 商標登録証で指定した商品及び役務のすべてまたは一部に係る商標に対する排他的権利は、その商標権者から契約により他人に譲渡できる。
製品または製造者として誤認される虞がある場合には、商標権譲渡は許可されないものとする。
契約または相続による移転を含む、商標権の移転は特許庁に登録されるものとする。
- (2) 商標使用権は、登録証で指定される商品及び役務のすべてまたは一部について使用許諾契約の条件に基づき、その商標権者(ライセンサー)により他人(ライセンシー)に付与できる。
ライセンシーに商標使用を許諾する使用許諾契約には、使用権者の商品または役務の品質がライセンサーの商品及び役務に劣ることがあってはならないこと及びライセンサーにより当

該条件の順守が確保できることを明記するものとする。

使用許諾契約の効力は商標権の終了にともない終了するものとする。

他人への商標権の移転により使用許諾契約は中断されない。

(3) 商標譲渡契約または使用許諾契約は、書面により、かつ、特許庁に登録されるものとする。契約の書面及び登録がないものは無効とみなされるものとする。

第 22 条 分割によって法人が再編された場合の商標権の譲渡

法人が分割された場合、商標権は、商品または関連役務行為が移行する新規設立法人に移転されるものとする。

各新規設立法人が商標が登録された商品または役務の製造に係る活動部分を保有する場合、新規法人は商標の共同商標権者となるものとする。ただし、当事者間で合意があることを条件とする。

第6章 商標登録の効力の終了

第23条 商標登録の紛争

(1) 商標登録が本法第7条(1)(aからc)を除く第6条及び第7条に定められた要件を満たさない場合、または、有効となったとき若しくは商標登録日から5年間に本法第7条(1)(aからc)に定められた条件に違反する場合は、期間内のいかなる時であってもそれに異議を唱え、若しくは無効を主張することができる。

(2) いかなる利害関係人も本条(1)に定める根拠をもとに、商標登録に対する異議申立を特許庁に提出できる。

異議申立は審判委員会により受領日から6月以内に審理されるものとする。異議申立書を提出した者及び商標権者は当該手続きに参加する権利を有する。

第24条 商標登録の終了と無効

(1) 次に掲げる場合において、商標登録は効力が消滅するものとする。

- － 本法第15条に定める条件の満了
- － 商標を有する法人の解散または自然人にあつては営業活動の停止
- － 商標権者の書面による権利放棄
- － 本法第19条(4)に定める商標の不使用
- － 本法第19条(5)に定める同一または誤認混同するほどに類似の原産地名称の登録

(2) 本法第23条(1)の規定を根拠に、審判委員会または裁判所の決定によって商標登録のすべてまたは一部が無効とみなされるものとする。

(3) 期間満了または無効のため取消となった商標登録は、特許庁がこれを商標登録簿に記録する。

第7章 原産地名称登録の法的保護及び要件

第25条 原産地名称の法的保護

(1) 原産地名称の法的保護は、本法の規定に従いまたはカザフスタン共和国が締結する国際条約に基づき、カザフスタン共和国の領域において付与されるものとする。

(2) 原産地名称を使用する排他的権利は、自然要因または人的要因を含む主に本地理的地域において使用権のある商品を製造する者、あるいは営業活動に携わる者の1またはいくつかの法人若しくは自然人に付与することができる。

第26条 原産地名称として登録できる名称

指定した商品の名称に付随する、歴史的名称を含む国名、地域名、地方名、他の地理的対象またはその組合せによる名称は原産地名称として登録することができる。

第27条 原産地名称として登録できない名称

次に掲げる名称は原産地名称として登録されないものとする。

- 地理的地域を表す名称ではあるが製品が生産された場所と混同するもの
- 製品生産地の実際の場所を正式に示してはいるが、他の地域から産生する製品であるという誤った見解を与えるもの
- 名称に含まれる地理的表示が製造地と関係がないもの、及び、カザフスタン共和国において同一の周知商品の名称として広く使われているもの

第28条 出願

原産地名称の登録出願及び原産地名称の使用権付与の出願(以下、「出願」という)は、出願人がカザフスタン共和国に提出するものとする。

第29条 出願要件

(1) 出願は1つの原産地名称に限るものとする。

(2) 出願は標準様式を用いて提出され、かつ、次に掲げる事項を含むものとする。

- 出願人及び自己の本社の所在地または住所が明記される登録願書または原産地名称の使用権付与願書
- 出願にかかる名称
- 商品の種類
- 商品の詳細事項の詳細
- 製造場所の記述(地理的地域の範囲)

(3) 出願には次に掲げるものを添付するものとする。

- 所定手数料納付証
- 出願人が指定された地理的地域に居住しており、かつ出願人が本件の地理的地域独特の自然要因及び(または)人的要因によりその特別な特徴をもつ製品を製造するという旨の所管機関による記述
- 外国の出願人の場合は、製品の原産国における本件の原産地名称使用権を証明する書類
- 代理人の権利を証明する書類(出願にかかる代理人を通じてなされた場合)

(4) 出願及び付属書類はカザフ語またはロシア語で書かれているものとする。当該書類が他国語で書かれている場合、出願人は出願日から2月以内にカザフ語またはロシア語に翻訳したものを提出するものとする。

第8章 原産地名称の審査

第30条 審査手続

(1) 出願日から6月以内に特許庁は、本法第26条、第27条及び第29条に定める要件を充足しているか審査を実施するものとする。

(2) 特許庁は審査のいかなる段階においても追加資料を要請でき、出願人は要請送付日から3月以内に提出するものとする。

期限内に出願人が、追加資料の提出及び当該期間延長要求のいずれも行わない場合、出願審査は中断され、かつ出願は撤回されたものとみなされる。

第31条 査定

(1) 審査の結果に基づき特許庁は次に掲げる査定をするものとする。

－ 出願を受理し番号を割り当てるまたは出願拒絶のいずれか。拒絶の場合の決定は拒絶理由結果という形をとるものとする。

－ 原産地名称を登録またはその使用権を付与する

－ 原産地名称の登録またはその使用権付与を拒絶する

(2) 出願人は、出願登録拒絶に関する決定の受領日から3月以内に審査結果の見直しを要求すると共に理由を付した異議申立をすることができる。

審査結果に同意しない場合、出願人は本法第12条(5)に定める手続に基づき争うことができる。

第32条 出願人の権利

原産地名称の審査の場合、出願人は本法第13条に定める権利を有するものとする。

第9章 原産地名称使用権の登録及び付与

第33条 原産地名称登録簿の管理手続

(1) 原産地名称登録及び原産地名称使用権付与は、審査結果に基づき原産地名称登録簿に登録されることにより効力を生じる。

(2) 次に掲げるものは原産地名称登録簿に記入されるものとする。

原産地名称、登録番号及び登録日、製品の特別な特徴の明細、原産地使用権者のすべての住所を含む詳細事項、出願日及び出願番号並びに他の登録に係る詳細事項

(3) 原産地名称使用権の所有者は、特許庁に対して登録に係るすべての変更事項を報告するものとする。変更の記載は特許庁により原産地名称登録簿及び登録証に記入される。

(4) 特許庁はいかなる利害関係人であっても請求があれば、原産地名称登録簿の抄本を交付するものとする。

第34条 原産地名称登録期間及び原産地名称使用権

(1) 原産地名称登録は、当該地理的地域の地域内において製造された製品が製品の特徴を保有しているという条件においていつでも効力を有するものとする。

(2) 原産地名称使用権期間は、特許庁への出願日から10年とする。

(3) 原産地名称使用権期間は、所有者が期間の最終年に行う請求に応じて10年間延長するものとする。ただし、原産地名称が登録された事項に関する製品がその特徴を保持していることを条件とする。

(4) 原産地名称使用権期間延長要求は、本法第29条に従い所管機関に対して申立書を同時に提出するものとする。登録期間延長は、原産地名称登録簿及び登録証に記録されるものとする。

(5) 本条(3)において定められた提出の期限は、登録期間延長から6月内に所有者が提出した請求に従って回復するものとする。

第35条 登録事項の公告

原産地名称登録事項及び原産地名称使用権付与事項、及びいかなるそれに追従する変更も、国家原産地名称登録簿への記入後直ちに特許庁により官報にて公告されるものとする。

第36条 原産地名称使用権を証明する登録証

(1) 規定様式の登録証が本法に従い登録された原産地名称に対して発行されるものとする。

(2) 登録証は原産地名称登録の事実及び登録証で指定される商品に関する所有者の排他的使用権を証明する。

(3) 登録証の様式は特許庁がこれを定めるものとする。

第 10 章 原産地名称の利用

第 37 条 原産地名称利用の要件

- (1) 原産地名称使用权の所有者は排他的使用权を有するものとする。
- (2) 類似の商品に登録されている原産地名称と同一または誤認混同するほどに類似している場合、地理的表示は登録をしない限り使用することができない。
- (3) ミネラルウォーター、ワインまたはアルコール度数の高い酒を識別する地理的表示であり、あるいはそれを含む場合において、当該土地から産出されたものではないことを示すためにこれらの商品に原産地あるいは原産地の訳語が付され、あるいは「型」または「様式」若しくはそれに類する表現としての標章が付されているものは、原産地名称を使用することはできない。
- (4) 財産処分権、原産地名称使用权の譲渡、その他の取引及び使用权許諾契約に基づく原産地名称使用权付与は認められないものとする。

第 38 条 特別表示

原産地名称使用权の所有者は、丸囲みのローマ字の「R」または「原産地名称登録」若しくは「reg. A0(原産地名称登録)」という言葉の標章を特別表示として原産地名称に添えて加えることができる。

第 11 章 原産地名称の法的保護の終了

第 39 条 原産地名称登録及び原産地名称使用権の紛争

(1) 第 26 条、第 27 条及び第 29 条に定める要件を満たさない場合、原産地名称登録または原産地名称使用権付与について無効を主張することができる。

(2) いかなる利害関係人も、本条(1)に定める根拠をもとに、原産地名称登録または原産地名称使用権付与に対する異議申立を特許庁に申し立てることができる。

異議申立は本法第 23 条(2)に規定される期限内に手続に従い審理されるものとする。

第 40 条 原産地名称登録及び原産地名称使用権の終了と無効

(1) 原産地名称登録は次に掲げる場合に消滅するものとする。

－ 本件の原産地名称が載る国家原産地名称登録簿に指定される特徴を持つ製品の製造を可能とする本件の地理的特徴要因がもはや存在しない場合

－ 原産国において原産地名称の法的保護が終了した場合

(2) 次に掲げる場合は原産地名称使用権の効力が終了するものとする。

－ 本法第 34 条に規定される条件の満了

－ 本件の原産地名称に関する原産地名称登録簿に記録される特別な特徴をもはや備えていない製品の場合

－ 特許庁に提出した原産地名称使用権の所有者の要求に基づく場合

－ 法人の解散または原産地名称使用権を使用する自然人の営業活動の停止の場合

(3) 原産地名称登録または原産地名称使用権付与は、本法第 39 条(1)の規定を根拠として審判委員会または裁判所の決定により無効とみなされるものとする。

(4) 有効期限終了または無効の理由をもって、特許庁は原産地名称登録取消または原産地名称使用権付与に関するものを原産地名称登録簿へ記入する。

第 12 章 商標権及び原産地名称使用権の保護

第 41 条 審判委員会

(1) 特許庁内の組織機関である審判委員会は、本法第 12 条(5)、第 19 条(4)、第 23 条(2)及び第 39 条(2)に従って提出された異議申立書に関する紛争の訴訟行為外の審理を扱う所管機関とする。

審判委員会に関する規定並びに異議申立書の提出及び審理の適切な手続については、特許庁がこれを定めるものとする。

(2) 異議申立書は本法で定める期限内に審判委員会の専門家によって審理されるものとする。

異議申立人、商標所有者または原産地名称使用権所有者の請求に応じて、当該の期間は所定期間の満了日から 6 月以内であれば延長できる。

(3) 異議申立人、商標権者または原産地名称使用権の所有者は、決定を受領した日から 6 月以内に審判委員会の決定に対して裁判所に上訴できる。

第 42 条 紛争解決

(1) 裁判所の権限は、次も掲げる各号から生じた紛争にまで及ぶものとする。

- － 登録証付与の適法性
- － 商標所有者または原産地名称使用権の所有者の排他的権利侵害
- － 商標使用に対する使用権許諾契約の締結及び履行
- － 登録証に裏付けられる権利の保護から生じるその他の紛争

(2) 特許庁は裁判所の決定に基づき、登録に関する変更情報を公告するものとする。

第 43 条 商標及び原産地名称法を侵害する法人または自然人の責任

(1) 商標若しくは原産地名称または類似の商品若しくは役務に関して誤認混同するほどに類似する標章の、無許諾による市場での売買は、商標権者または原産地名称使用権の所有者の排他的権利の侵害とみなされるものとする。

(2) 何人も、本法の要件に違反して、保護を受ける商標若しくは原産地名称または誤認混同するほどそれに類似している標章を不正に使用する者は、カザフスタン共和国の法規に基づいて制裁を受けるものとする。

第 44 条 商標権者または原産地名称使用権者の権利を侵害する者の責任

何人も、商標若しくは原産地名称または混乱を招くほどそれに類似する標章を不正に使用するものは、次に掲げる責任を負うものとする。

－ 当該使用を中止し、侵害から生じた損失を商標権者または原産地名称使用権の所有者に賠償する

－ 製造した商標または原産地名称の複製を廃棄し、製品、包装、見出し様式または他の書類から不正に使用した商標または原産地名称を取り除くものとする。誤認混同するほどそれに類似している標章も同様とする。

この要求に応じない場合、本件の商品はカザフスタン共和国の法令で規定されている手続に基づいて廃棄されるものとする。

第13章 最終規定

第45条 特許庁へ納付すべき出願手数料

商標登録出願の受理、原産地名称使用権登録出願の受理及び付与、審査の実施、登録証の発行並びに関係当事者の権利義務から生じる他の行為を含み、本法で規定する特許庁による法律行為の履行は、施行されている法令に基づく特許庁への手数料納付に従うものとする。

第46条 特許代理人

(1) カザフスタン共和国の領域内に居所を有するカザフスタン共和国国民である自然人は、専門家としての資質が所定要件を満たす者であれば、特許代理人になることができる。特許代理人たるべき要件並びに資格認定及び登録の適切な手続は、特許庁が定めるものとする。

(2) カザフスタン共和国の領域外に居所を有する自然人または外国法人は、商標登録及び原産地名称登録の目的のため、審判委員会に異議申立を請求するため及びその審理に参加するために行うすべての手続を特許庁に登録されている特許代理人を通して行うものとする。カザフスタン共和国内に住居を有するも一時的に域外に居住する自然人は、商標登録及び原産地名称登録の目的ですべての手続を行うことができる。ただし、カザフスタン共和国内における事業所の住所を知らせる場合に限る。

(3) 特許代理人の権限は委任状により証されるものとする。

第47条 外国での登録

(1) 特許庁の法人及び自然人は、外国で商標登録できる、または国際的な登録を受けることができる。国際商標登録の出願は特許庁を通じて行うものとする。

(2) 外国での原産地名称登録は、カザフスタン共和国において本原産地名称使用権を受領及び登録した後有効となる。

第48条 外国の自然人、法人、及び無国籍者の権利

外国の自然人、法人及び無国籍者は、カザフスタン共和国の自然人及び法人と同等の立場において、本法で規定されている権利を享受しかつ責任を有するものとする。ただし、カザフスタン共和国の法令によって他で別段の規定があればこの限りでない。